

## 「ねんきん特別便」の状況等について

平成 21 年 5 月 20 日

社 会 保 険 庁

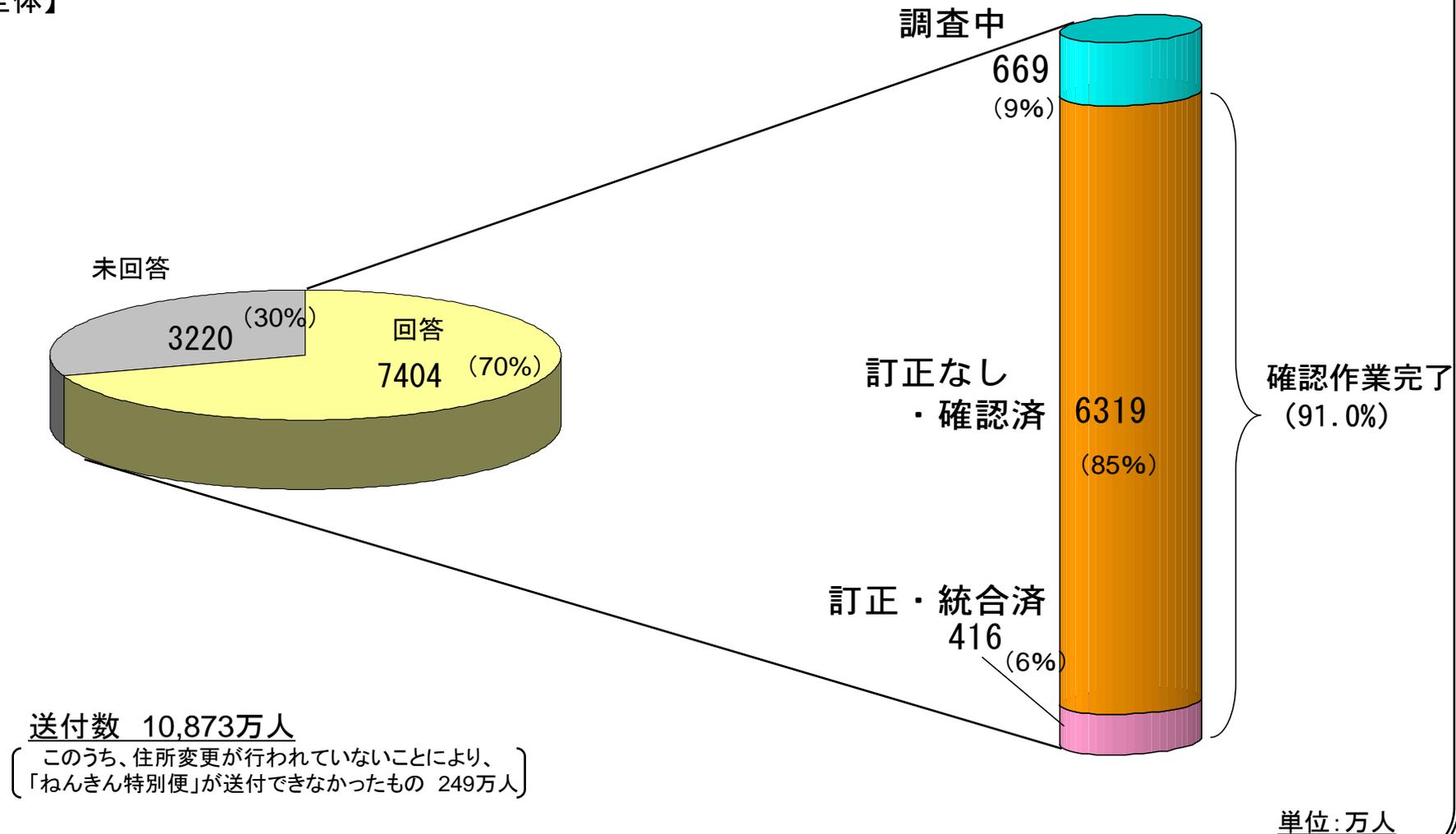
## ( 目 次 )

・ 「ねんきん特別便」 .....	1
・ フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査 .....	3
・ 未統合記録の解明 .....	4
・ 再裁定処理体制の強化 .....	6
・ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ .....	8
・ 「ねんきん定期便」 .....	10
・ 被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について .....	12

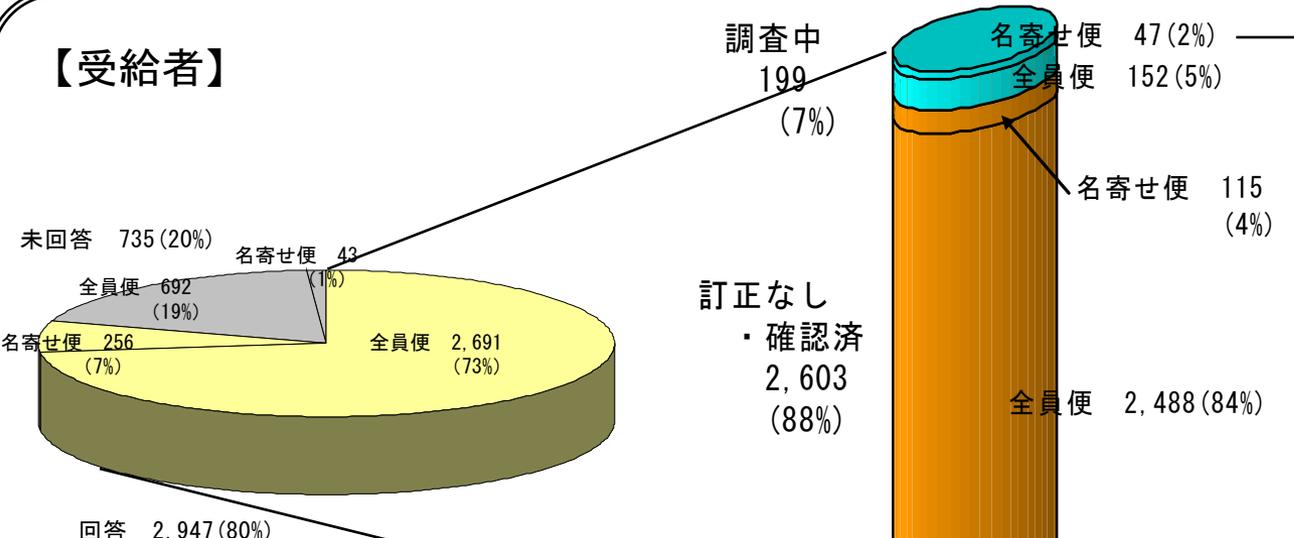
# 「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約7,404万人(21年3月末現在)から回答をいただき、このうち、約91%の方(約6,735万人)の年金記録の確認作業が終了した。

## 【全体】



# 【受給者】



調査中  
199  
(7%)

名寄せ便 47 (2%)  
全員便 152 (5%)

このうち29万人は、「訂正なし」との回答があったものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

名寄せ便 115  
(4%)

訂正なし  
・確認済  
2,603  
(88%)

全員便 2,488 (84%)

回答 2,947 (80%)

訂正・統合済  
145  
(5%)

名寄せ便 94  
(3%)

全員便 51  
(2%)

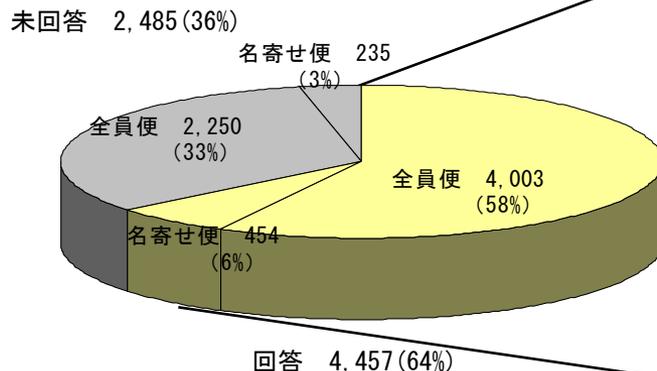
## 送付数 3,695万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人〕

調査中  
470  
(11%)

名寄せ便 95 (2%)  
全員便 375 (9%)

# 【加入者】



訂正なし  
・確認済  
3,716  
(83%)

名寄せ便 127  
(3%)

全員便 3,589 (80%)

21年3月末現在

単位:万人

## 送付数 7,178万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 236万人〕

訂正・統合済  
271  
(6%)

名寄せ便 233  
(5%)

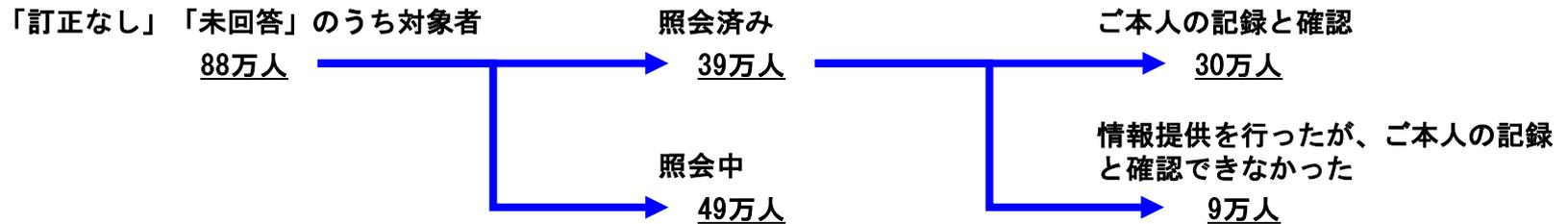
全員便 38  
(1%)

# フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査

## 受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会

○20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」との回答をいただいた方及び2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお未回答の方のうち、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人に対して、電話や訪問による照会を行った結果、約39万人の方から回答をいただき、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

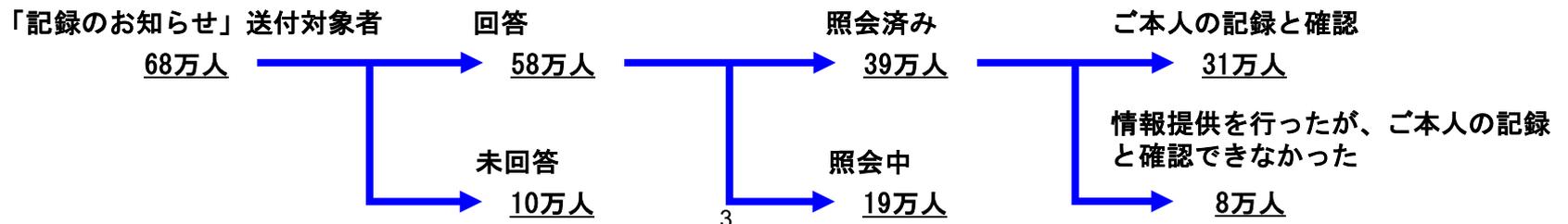
### 【フォローアップ照会の状況（平成21年3月31日現在）】



## 厚生年金旧台帳等の記録(約1466万件)に係る調査

○社会保険庁においてマイクロフィルムの形で保管されている厚生年金旧台帳等の記録と基礎年金番号との突合せの結果、旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、このうち約58万人から回答をいただいた。その後、回答をいただいた方に電話や訪問による調査を行った結果、約39万人の方から回答をいただき、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

### 【厚生年金旧台帳等の記録に係る調査の状況（平成21年3月31日現在）】



## 未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,010万件に増加、今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録は1,162万件まで減少。

### 【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(21年3月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1010万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1616万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	774万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	533万件
・今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録 2445万件	→	1162万件
計 5095万件		計 5095万件

## 未統合記録の全体像〔平成21年3月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1010万件【19年12月より700万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、398万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1616万件【19年12月より376万件増加】
- 今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録「7」は、1162万件【19年12月より1283万件減少】
- 住基ネットの活用等により、533万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成21年3月		増減 (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合		
<b>1 死亡が判明した者等の記録</b>	1,550	30.4%	2,626	51.5%	1,076	
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	401	7.9%	41	・ 解明作業の進展による増
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			52	1.0%	52	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			180	3.5%	180	
<b>2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録</b>	460	9.0%	577	11.3%	117	・ 解明作業の進展による増
<b>3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）</b>	420	8.2%	406	8.0%	-14	・ 記録の統合等の進展による減
<b>4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録</b>	310	6.1%	1,010	19.8%	700	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
<b>5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）</b>	1,100	21.6%	774	15.2%	-398	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	223	4.4%	-112	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	558	11.0%	-288	
<b>6 解明作業が進展中の記録</b>			533	10.5%	533	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			97	1.9%	97	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「記録確認のお知らせ」を送付した記録は14万件
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			277	5.4%	277	・ このうち年金受給資格期間を満たしており、「記録確認のお知らせ」を送付した記録は2万件
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			148	2.9%	148	・ 「記録確認のお知らせ」を送付
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			11	0.2%	11	・ 「記録確認のお知らせ」を送付
<b>7 今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録</b>	2,445	48.0%	1,162	22.8%	-1,283	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討
<b>計</b>	<b>5,095</b>	<b>100.0%</b>	<b>5,095</b>	<b>100.0%</b>		

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

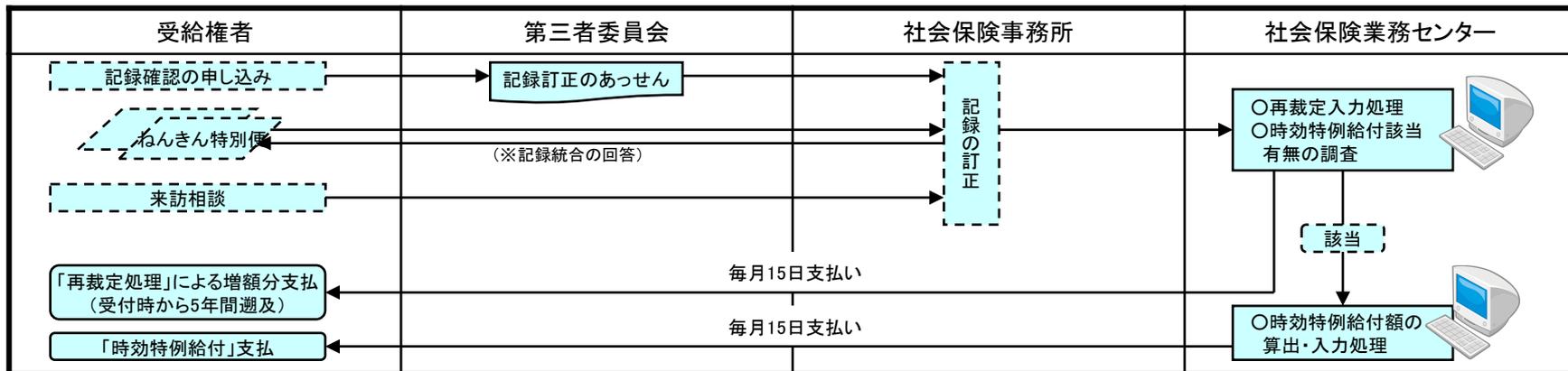
○ 「平成21年3月」は、平成21年2月13日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び払出簿による調査結果は3月25日時点）をベースに作成

# 再裁定処理体制の強化

## これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正（追加・統合）』に伴う裁定の変更（再裁定）処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



## 今後の対応

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していることから、任期付き職員の採用、社保事務局からの支援の拡充、再裁定処理システムの機能強化により、本年夏頃を目途に、3ヶ月程度で処理できるようにすることを目指す。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年4月)
処理件数	8万件／月	→	20万件程度／月
処理体制	280人	→	486人

- さらに、再裁定処理システムの改善とこれに合わせた体制の整備に努め、処理の迅速化を図る。

### 記録の統合等に伴う年金額の再裁定等について

- 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、社会保険事務所が再裁定の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定の迅速化のため、これまで再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置（センター内の職員の再配置や本庁及び地方社会保険事務局からの支援）、新たに採用する任期付き職員の重点配置、派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図るとともに、再裁定処理システム等の機能強化を図ってきたところであり、平成21年1月から3月にかけて再裁定の処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じている。
- 現在、486名の職員が再裁定処理に当たっており、1ヶ月当たり19万件～20万件程度の処理を行っているところである。これにより、本年夏頃を目途に社会保険業務センターへの進達から3ヶ月程度で処理できるようにすることを目指す。
- 平成21年3月末の状況としては、社会保険業務センターに進達されてから支払いまでに、全体として6ヶ月程度を再裁定に要している。なお、年金時効特例給付の支払いについては、再裁定の支払いから、全体として3ヶ月程度と見込んでいる。

#### ◆再裁定の受付件数、処理件数及び今後の見込み（現時点）

（単位：万件）

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月 (速報値)	20年1月～ 21年3月 (累計)	4月 (見込み)	5月 (見込み)	6月 (見込み)	平成21年4月～ 平成21年6月 (見込み)
受付件数	1.9	3.2	5.3	8.3	9.6	12.2	11.3	15.0	14.4	12.5	11.7	10.5	12.2	9.1	10.7	147.8	10.0～12.0	10.0～12.0	10.0～12.0	30.0～36.0
処理件数	1.6	1.9	1.5	1.6	2.0	2.3	2.4	2.6	2.5	5.0	6.8	8.6	10.1	13.0	19.1	80.9	19.0～20.0	19.0～20.0	19.0～20.0	57.0～60.0
未処理件数 (期末現在)	3.8	5.2	8.9	15.6	23.2	33.0	42.0	54.4	66.4	73.8	78.7	80.6	82.8	78.9	70.5	—	60.5～63.5	50.5～56.5	40.5～49.5	40.5～49.5

※ 平成21年3月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

#### ◆再裁定の処理体制の推移及び今後の計画（現時点）

（月末時点）

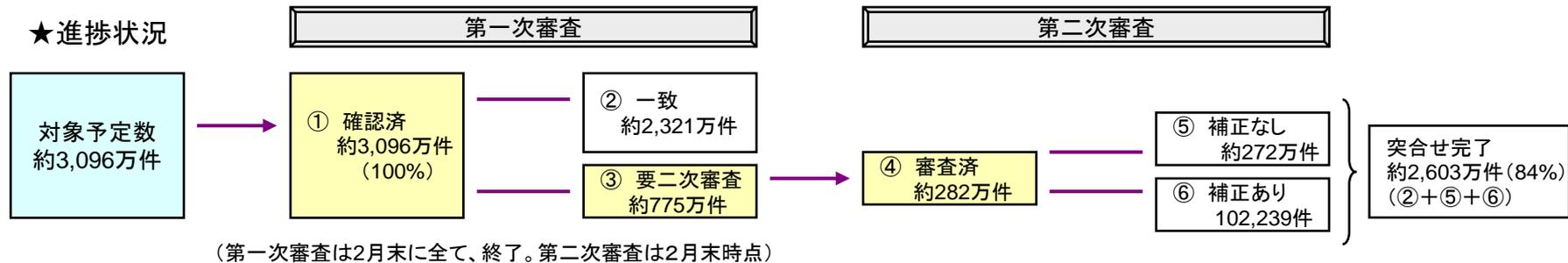
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月 (見込み)	6月 (見込み)
体制	38人	61人	56人	56人	82人	101人	110人	127人	145人	203人	226人	280人	318人	466人	466人	486人	500人程度	500人程度

（注）上記の体制は、常勤職員、任期付職員、非常勤職員、派遣職員、地方社会保険事務局からの支援職員を含んでいる。

# コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

○ 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳(マイクロフィルムを含む)として保管されている。

① 国民年金の特殊台帳 0.3億件



② 国民年金の被保険者名簿(市町村保管) 1.4億件

③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 6.8億件

→ サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4%

## 「年金情報総合管理・照合システム(画像検索システム)」の今後の整備スケジュール

### これまでの取組

これまで、厚生労働大臣直属の「電子画像データ検索システム有識者委員」の助言を得て、社会保険庁において具体的内容の検討を行い、現在、厚生年金被保険者名簿(約2.5億件の紙台帳)に係る意見招請をはじめ、順次、調達手続きを進めているところ。

### 今後の取組及び作業スケジュール

意見招請による事業者からの意見及び有識者の助言を踏まえ、事業者の決定を行い、以下のスケジュールで各作業を進め、平成21年度中に当該システムの構築を行い、22年度から突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

#### 1 紙台帳等の電子画像化等作業及び検索データ作成:21年5月～22年1月

##### (1) 厚生年金被保険者名簿・原票

- ① 紙で保管している名簿・原票(約2.5億件)
- ② マイクロフィルム化している名簿・原票(検索データの作成のみ)(約4.3億件)

##### (2) 国民年金特殊台帳等(約3千万件)

##### (3) 市町村で保管している国民年金被保険者名簿(約1.4億件)

##### (4) 厚生年金被保険者台帳(旧台帳)(約3千万件)

##### (5) 年金手帳記号番号払出簿(約3千万件)

#### 2 アプリケーションソフトの開発:21年5月～22年 3月

#### 3 ハードウェアの調達 :21年8月～21年11月

# 「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。

平成21年4月中に約557万人(4月2日～5月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月送付分》

送付件数

約557万件

送付封筒種類別

オレンジ色の封筒で送付



約24万件  
(a+b+c)

空色の封筒で送付



約534万件

「ねんきん特別便」の回答勧奨等

名寄せ特別便で「訂正なし」と回答した方に対し、名寄せ記録の一部を同封

約5万件  
(a)

名寄せ特別便に未回答の方への勧奨

約14万件  
(b)

全員特別便に未回答の方への勧奨

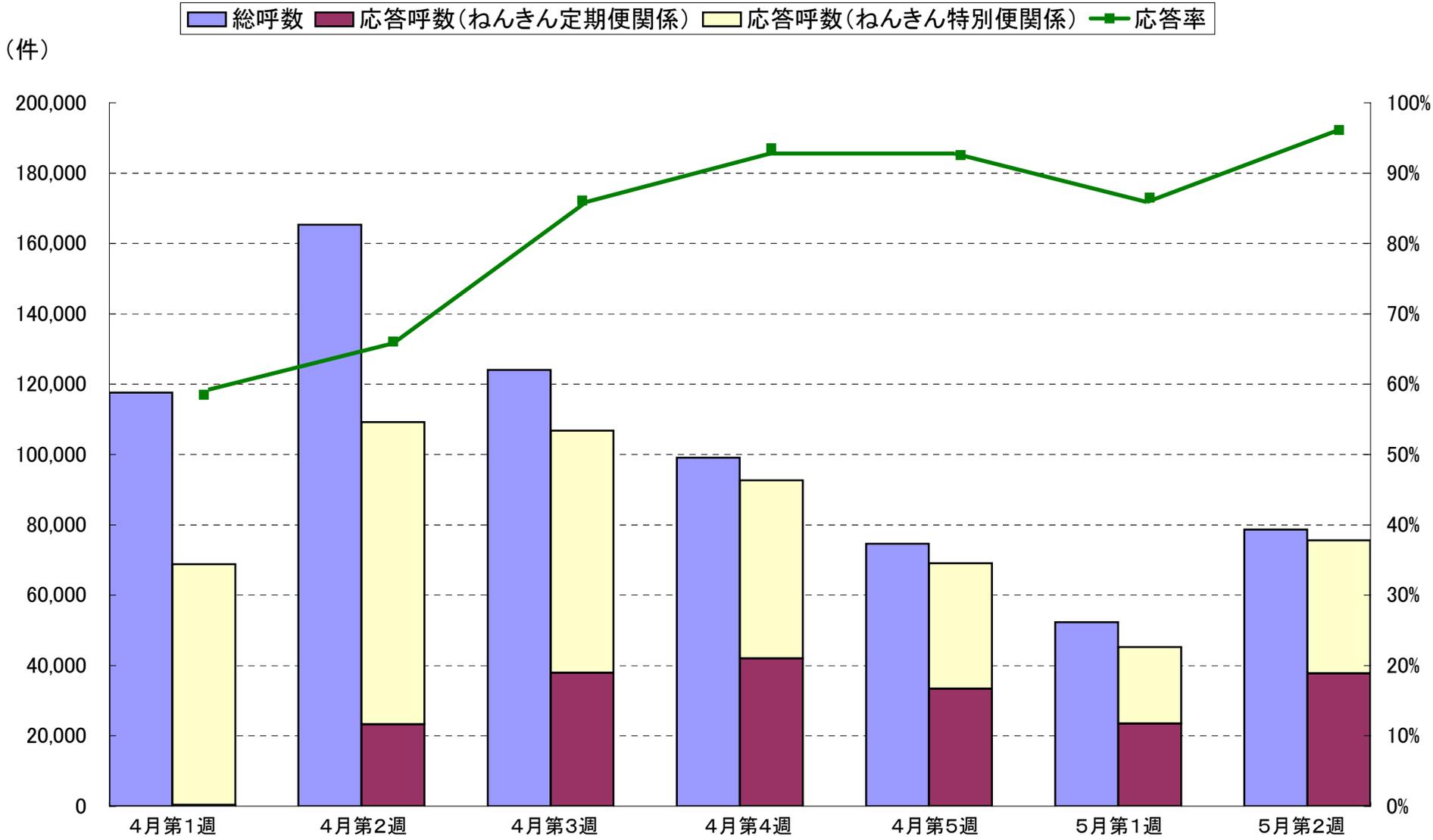
約192万件

標準報酬の遡及訂正事案

標準報酬月額に誤りがある可能性のある方に対し、お知らせを同封

約5万件  
(c)

ねんきん定期便専用ダイヤルにおける電話相談状況(平成21年4月～5月第2週)



被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

	18年12月 までの件数	19年 3月 までの件数 (累計)	19年 6月 までの件数 (累計)	19年 9月 までの件数 (累計)	19年12月 までの件数 (累計)	20年 3月 までの件数 (累計)	20年 6月 までの件数 (累計)	20年 9月 までの件数 (累計)	20年12月 までの件数 (累計)
オンライン上に納付記録はないが、領収書等により納付記録を訂正した件数	84件	455件	1,705件	4,487件	6,978件	8,863件	9,803件	13,824件	17,343件
うち領収書等しかなかった件数	55件	235件	571件	1,541件	2,480件	3,297件	4,415件	5,673件	調査中

※18年8月からの累計件数。

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

- I オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数
- 17,343件（平成20年12月までの累計）
- 平成20年3月から6月にかけて「ねんきん特別便」を契機とした相談受付件数が大幅に増加した中で、国民年金の納付記録の訂正処理件数が増加したもの。
- II オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数（13,824件）のうち、社会保険庁や市町村の資料では納付記録の確認ができなかった件数
- 5,673件（平成20年9月までの累計）
- III これらの件数の事例
- 訂正月数  
1か月分 ～ 102か月分
  - 訂正に係る期間  
昭和40年代後半に多い傾向が見られる
  - 年金受給権の裁定の状況  
今後裁定を受ける方 : 2,232人  
既に裁定を受けた方 : 3,441人
  - 領収場所（一部重複があるため合計は5,673件にはならない）

市区町村（納付組織を含む）	: 3,869件
金融機関	: 1,548件
郵便局	: 665件
社会保険事務所	: 90件
不明	: 85件
  - 記録訂正に至った被保険者等が保有していた資料（一部重複があるため合計は5,673件にはならない）

領収書	: 3,382件
年金手帳	: 2,716件
領収済証明書	: 159件
  - 記録訂正に係る期間の前後1年間の住所変更の有無（一部重複があるため合計は5,673件にはならない）

あり	: 2,590件
なし	: 3,667件
  - 被保険者等が保有していた年金手帳や領収書などからある程度推定できる記録訂正が必要となった事由
    - 当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの。 183件
    - 国民年金手帳の印紙検認台帳が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの。 685件
    - 市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったことによると考えられるもの。 119件